

“一人ひとりを認め合い、心かよわすまちづくり”

第2期 御船町男女共同参画基本計画

第2期御船町DV防止計画

第1期御船町女性活躍推進計画



2019（平成31）年3月
御船町



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画策定体制	2
第2章 御船町の現状	3
1 人口の推移	3
2 世帯の推移	4
3 産業の状況	4
4 女性の労働力率	5
5 アンケート調査結果から見る現状	6
第3章 計画の体系	17
1 基本理念	17
2 基本目標	17
3 施策の体系	18
第4章 施策の内容	19
【基本目標1】男女がともに育む男女共同参画の意識づくり	19
【基本目標2】男女がいきいきと暮らせる社会づくり	21
【基本目標3】家庭・地域・仕事の調和がとれた環境づくり	24
【基本目標4】男女がともに活躍することができる社会づくり	27
第5章 計画の推進体制	29
1 庁内の積極的な推進体制の整備	29
2 町民との連携	29
3 計画の進捗管理	29
参考資料	30
1 男女共同参画社会基本法	30
2 熊本県男女共同参画推進条例	35
3 御船町男女共同参画社会推進会議設置要綱	39
4 御船町男女共同参画社会推進会委員名簿	40
5 男女共同参画に関する用語の説明	40
6 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	43

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

我が国においては、平成11年に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）は、平成26年に一部が改正されるとともに、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月より全面的に施行されました。

本計画は、「御船町男女共同参画基本計画」が平成30年度をもって計画期間満了となること、また、女性活躍推進法施行等の社会情勢の変化等に対応するため、「御船町男女共同参画基本計画」の見直しを行い、新たな「第2次御船町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）「市町村男女共同参画計画」としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、御船町の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

（2）「市町村DV防止基本計画」としての位置づけ

この計画の「基本目標2」の「②女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV基本計画）」に位置付けます。

（3）「市町村女性活躍推進計画」としての位置づけ

この計画の「基本目標3」及び「基本目標4」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「女性活躍推進計画」に位置付けます。

(4) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、熊本県男女共同参画推進条例及び国や県の男女共同参画計画を踏まえ、御船町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、この期間内であっても必要な場合は随時見直しを行うこととします。

4 計画策定体制

(1) 御船町男女共同参画社会推進会議

御船町男女共同参画社会推進会議を開催し、御船町の男女共同参画社会の実現に向けて協議を行い、会議における提言を十分に計画に反映しました。

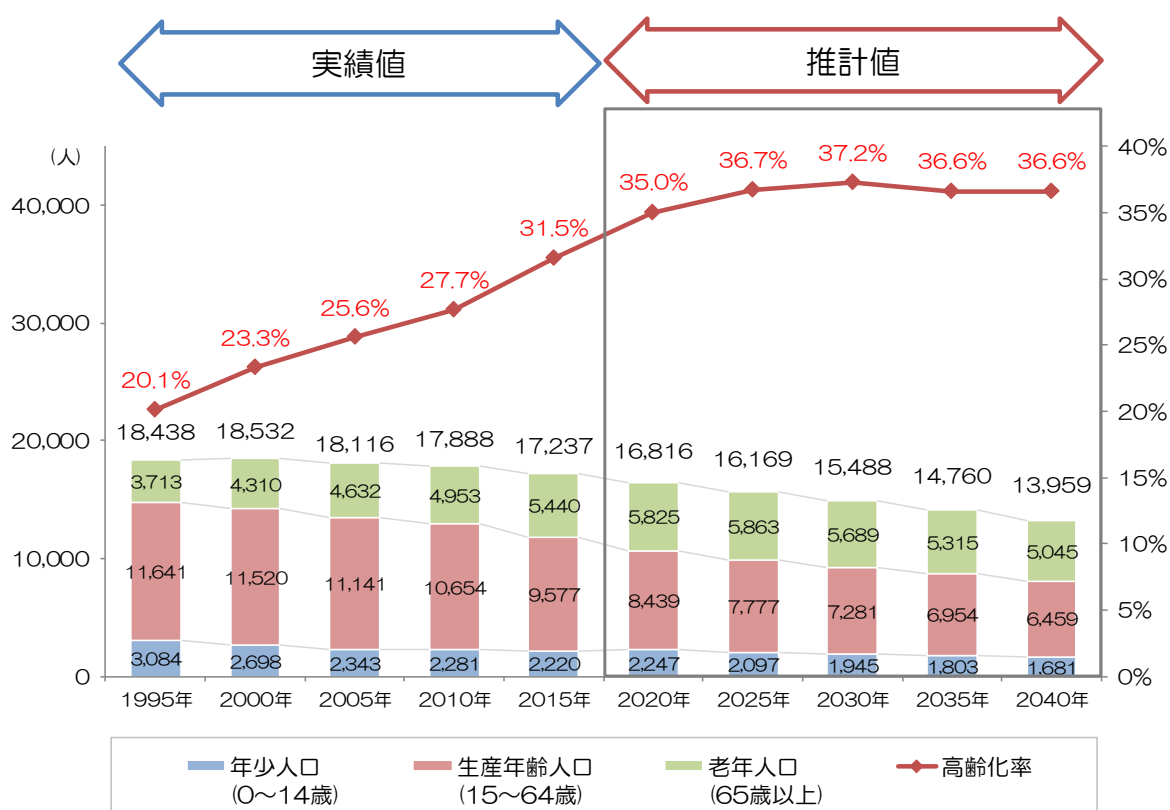
(2) アンケート調査の実施

町民との協働の視点から、町が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の中で、男女共同参画に関する町民の意識や現状把握を行い、施策立案の基礎資料としました。

第2章 御船町の現状

1 人口の推移

本町の人口は、減少傾向で推移しており、平成 27 年は 17,237 人となっています。年齢 3 区分別人口を見ると、老年人口は増加傾向にあることに対して、年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行している状況です。

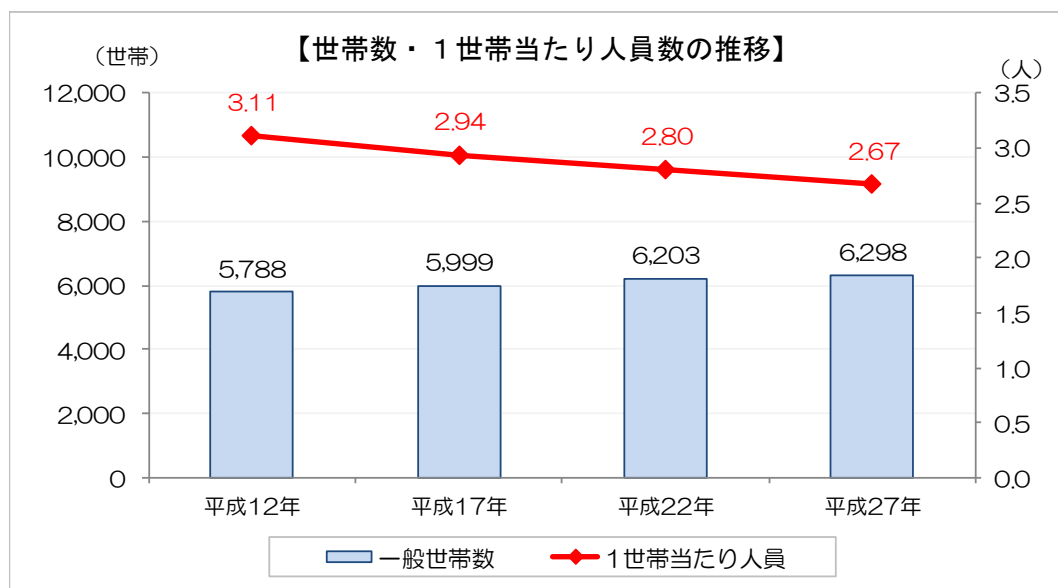


出典：平成 7 年～27 年は「国勢調査」総務省、平成 32 年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」
国立社会保障・人口問題研究所

2 世帯の推移

世帯の状況は、平成12年が5,788世帯であったのに対し、平成27年では6,298世帯となっており、緩やかな増加傾向で推移しています。

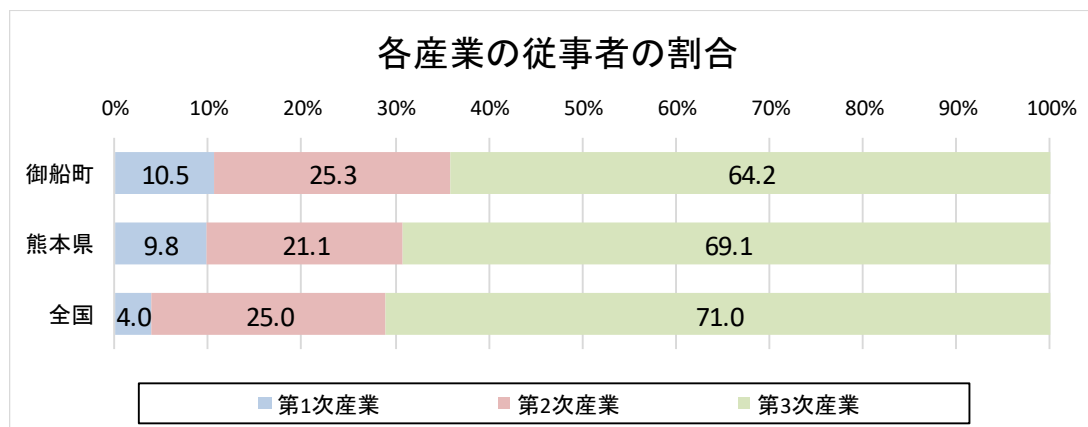
一方、1世帯あたりの人員については、平成12年の3.11人から平成27年の2.67人と減少傾向で推移しており、核家族化が進行している状況です。



出典：「国勢調査」総務省

3 産業の状況

本町の産業構造を見ると、第1次産業と第2次産業の就業者の割合が、国、県と比較して若干高い割合となっています。



出典：「国勢調査」総務省

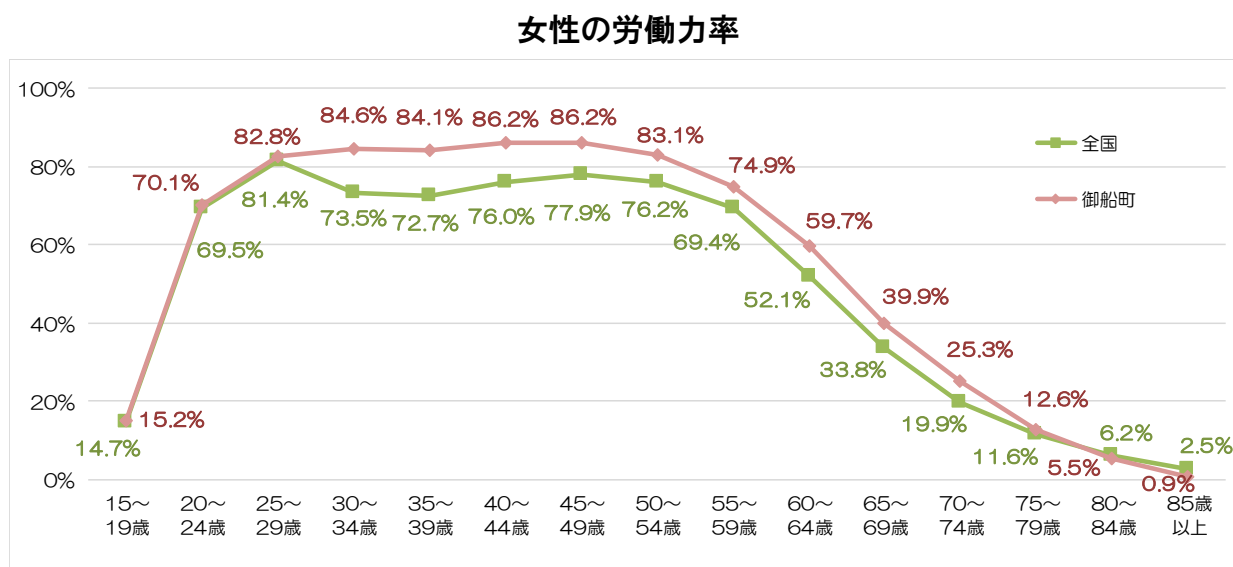
第1次産業…農業・林業・水産業のことで、自然から直接資源を採取する産業

第2次産業…鉱工業・製造業・建設業など。自然から採取した資源を加工する産業

第3次産業…金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など、サービスや情報などを生産する産業

4 女性の労働力率

女性の労働力率では、子育て世代を底とした「M字カーブ」がとても浅い状況にあり、25歳から54歳までの女性の労働力率は80%を超えています。結婚から出産、子育ての時期でも就労している、もしくは就労を希望している女性が多いことが推測されます。



出典：「国勢調査」総務省

●労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のこと。

●M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため

5 アンケート調査結果から見る現状

(1) 調査の目的

「御船町地域福祉計画・御船町地域福祉活動計画」、「御船町自殺対策計画」、「御船町男女共同参画計画」の策定に当たり、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

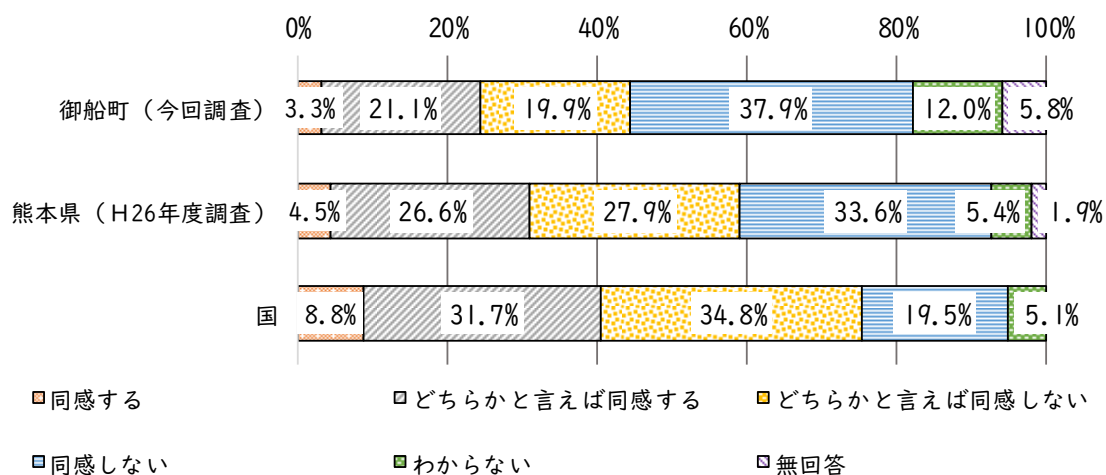
(2) 調査の概要

調査時期	平成30年10月～11月
調査対象者	御船町在住の満18歳以上の方
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	1,500件
有効回収数	634件
有効回答率	42.3%

(3) 調査結果

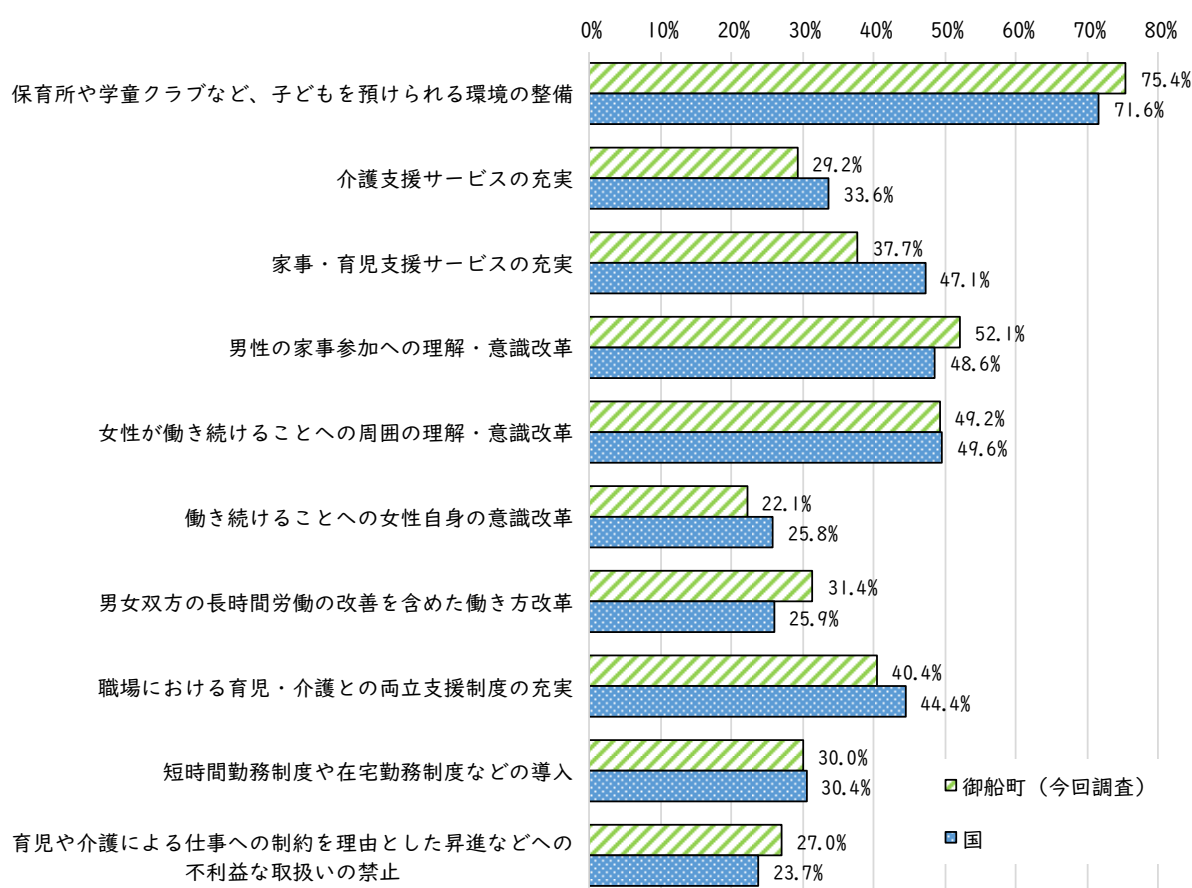
問 あなたは「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。(単純回答)

- 「同感しない」(37.9%)の割合が最も高く、次いで「どちらかといえば同感する」(21.1%)、「どちらかといえば同感しない」(19.9%)となっています。
- 国や県の調査との比較では、「同感しない」の割合が国と比較して18.4ポイント高く、「どちらかといえば同感する」「どちらかといえば同感しない」の割合については、国や県と比べても低くなっています。



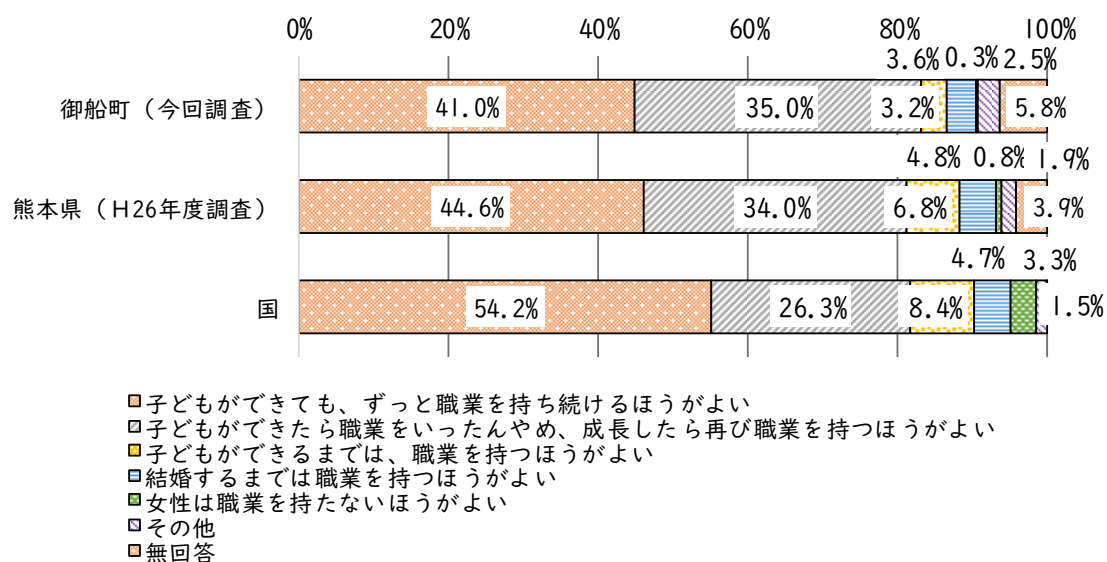
問 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思われますか。（複数回答）

- 「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」（75.4%）の割合が最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」（52.1%）、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」（49.2%）となっています。
- 国の調査との比較では、「男女双方の長時間労働の改革を含めた働き方改革」の割合が、5.5 ポイント高く、「家事・育児支援サービスの充実」の割合が、9.4 ポイント低くなっています。



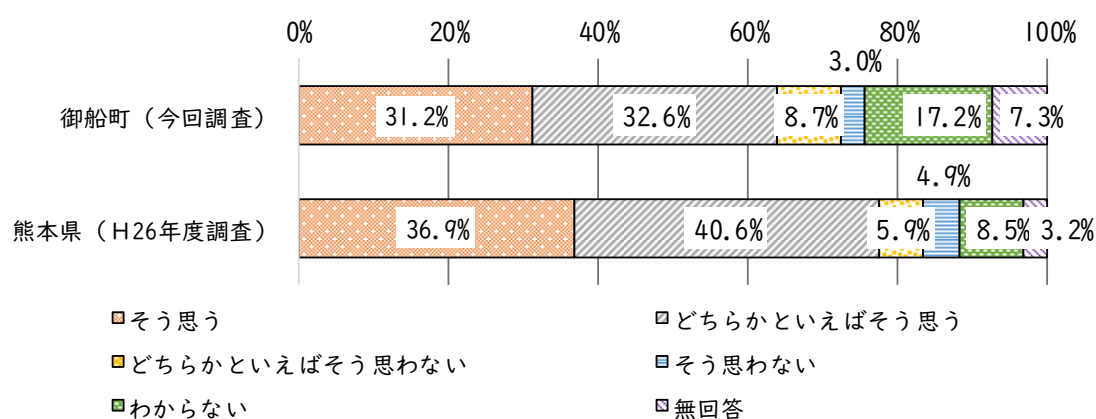
問 一般的に、女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。（単純回答）

- 「子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」（41.0%）の割合が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をいったんやめ、成長したら再び職業を持つほうがよい」（35.0%）、「結婚するまでは職業を持つほうがよい」（3.6%）となっています。
- 国や県の調査との比較では、「子どもができたなら職業をいったんやめ、成長したら再び職業を持つほうがよい」の割合が国と比較して 8.7 ポイント高く、「子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」「子どもができるまでは、職業を持つほうがよい」の割合は低くなっています。



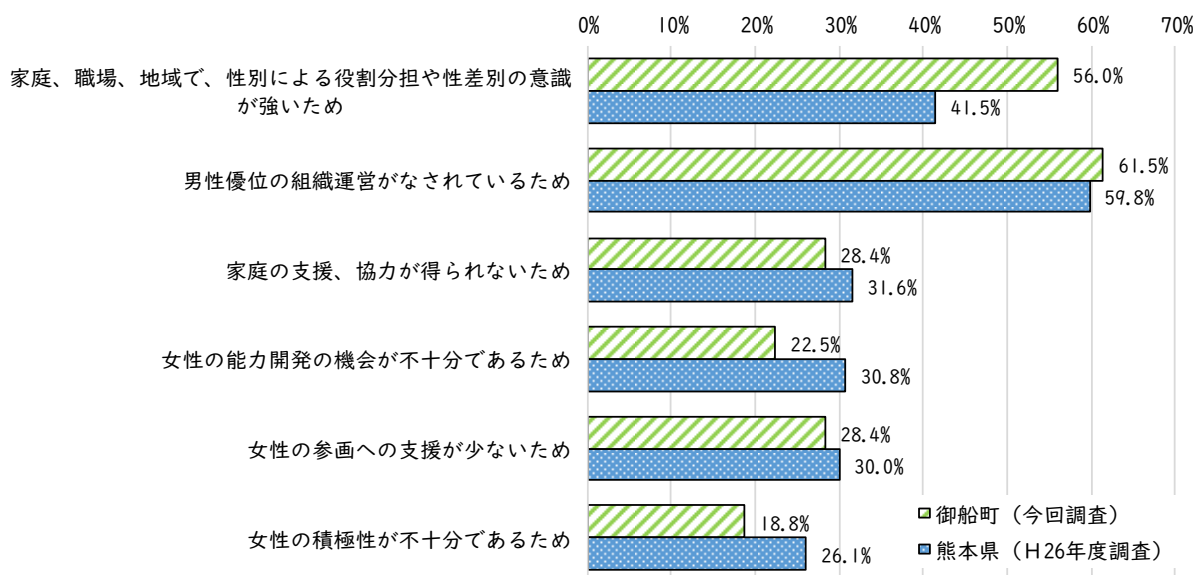
問 あなたは、女性が自治体の首長（知事や市町村長）や議会議員、企業の管理職や農協の役員などになって、政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればよいと思いますか。（単純回答）

- 「どちらかといえばそう思う」(32.6%)の割合が最も高く、次いで「そう思う」(31.2%)、「わからない」(17.2%)となっています。
- 県の調査との比較では、県よりも「そう思う」が5.7ポイント、「どちらかといえばそう思う」が8ポイント低くなっています。



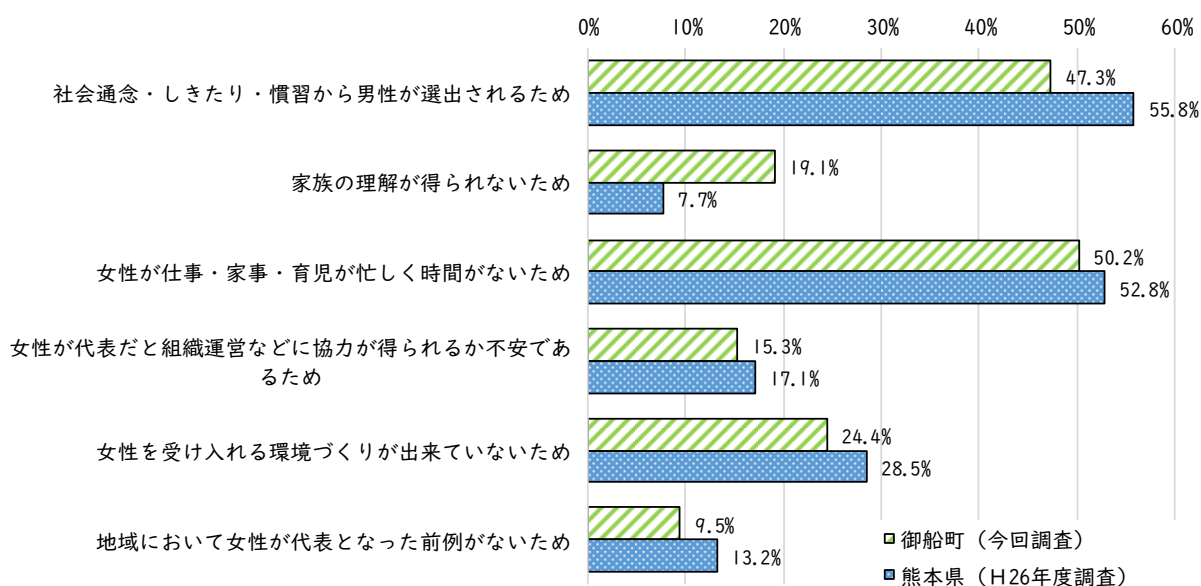
問 「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や決定の場に女性の参画がいまだに少ない」といわれていますが、その原因は何だと思いますか。（複数回答）

- 「男性優位の組織運営がなされているため」（61.5％）の割合が最も高く、次いで「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いいため」（56.0％）、「家庭の支援、協力が得られないため」「女性の参画への支援が少ないため」（28.4％）となっています。
- 県の調査との比較では、県よりも「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いいため男性優位の組織運営がなされているため」の割合が 14.5 ポイント高く、「女性の能力開発の機会が不十分であるため」が 8.3 ポイント、「女性の積極性が不十分であるため」が 7.3 ポイント低くなっています。



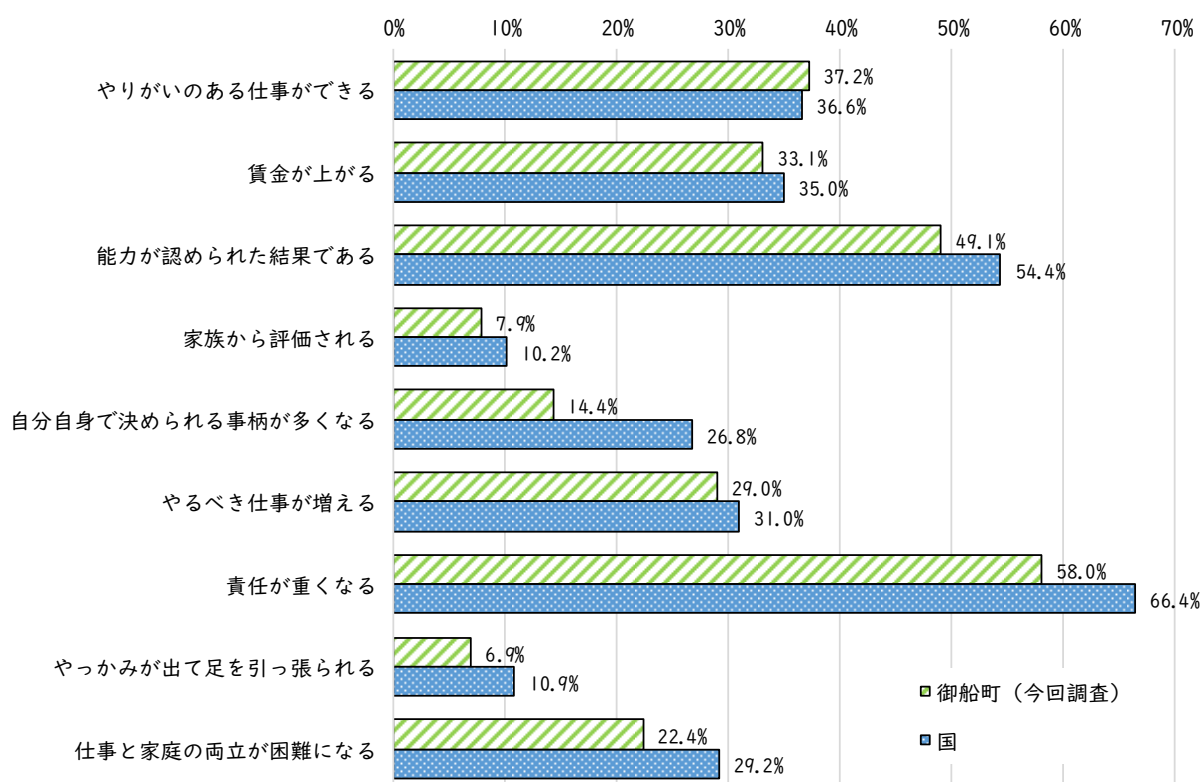
問 自治会やPTAの会長など、地域の団体の代表に女性が少ない原因は何だと思いますか。
(複数回答)

- 「女性が仕事・家事・育児が忙しく時間がないため」(50.2%)の割合が最も高く、次いで「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」(47.3%)、「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」(24.4%)となっています。
- 県の調査との比較では、県よりも「家族の理解が得られないため」の割合が11.4ポイント高く、「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」の割合が8.5ポイント低くなっています。



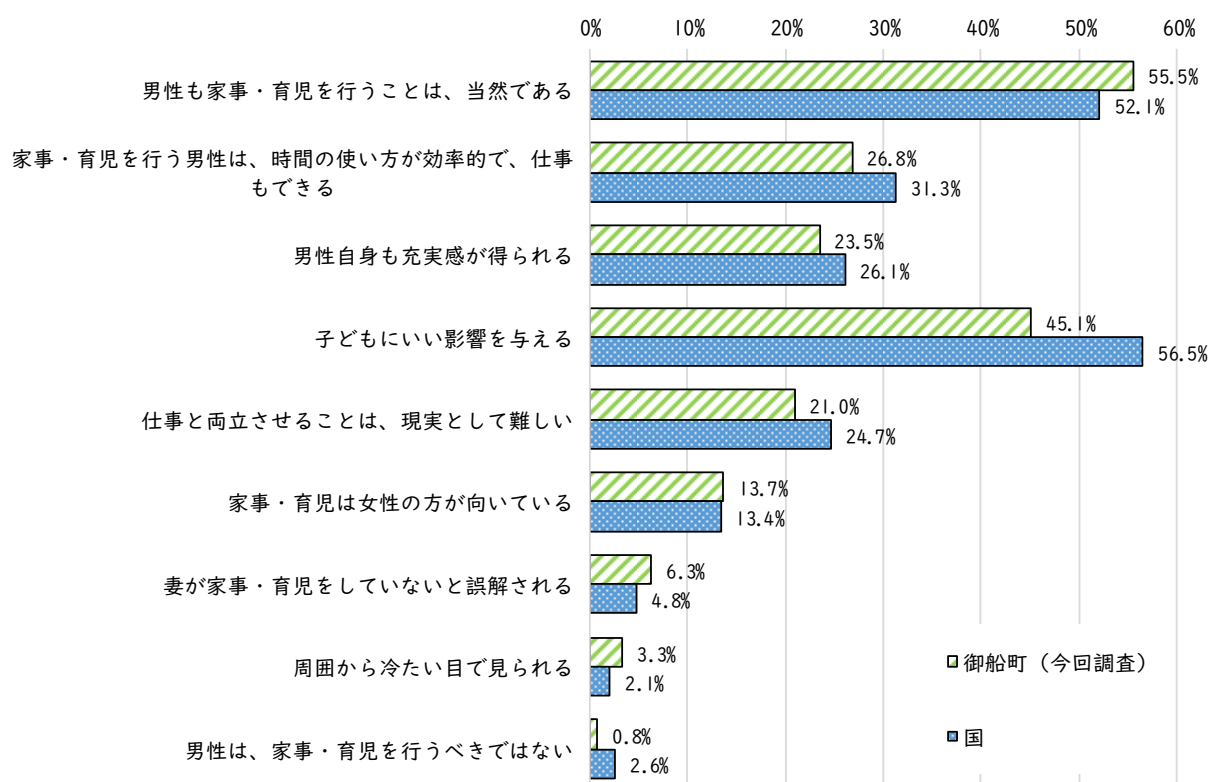
問 あなたは、管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。
(複数回答)

- 「責任が重くなる」(58.0%)の割合が最も高く、次いで「能力が認められた結果である」(49.1%)、「やりがいのある仕事ができる」(37.2%)となっています。
- 国の調査との比較では、国よりも「自分自身で決められる事柄が多くなる」が12.4ポイント、「責任が重くなる」が8.4ポイント、「仕事と家庭の両立が困難になる」が6.8ポイント、「能力が認められた結果である」が5.3ポイント低くなっています。



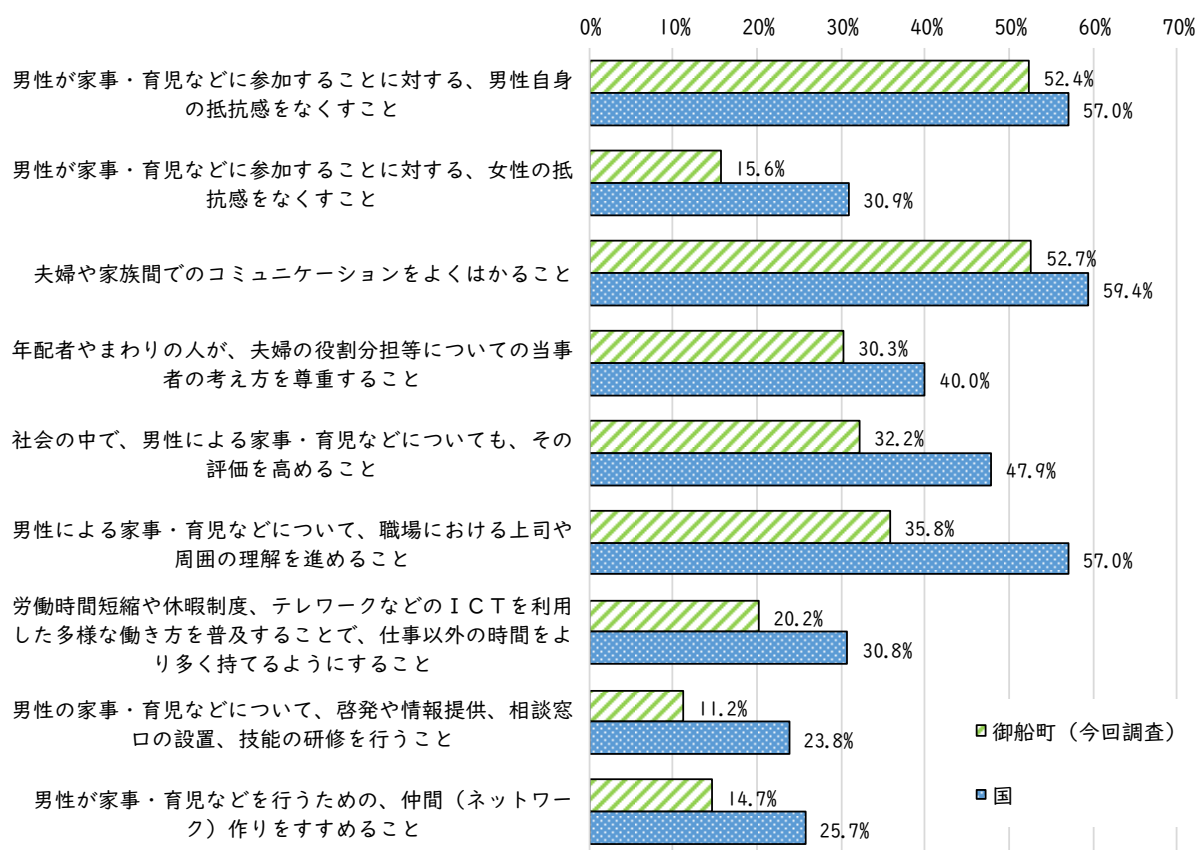
問 あなたは、男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。
(〇はいくつでも)

- 「男性も家事・育児を行うことは、当然である」(55.5%)の割合が最も高く、次いで「子どもにいい影響を与える」(45.1%)、「家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる」(26.8%)となっています。
- 国の調査との比較では、国よりも「子どもにいい影響を与える」の割合が11.4ポイント低くなっています。



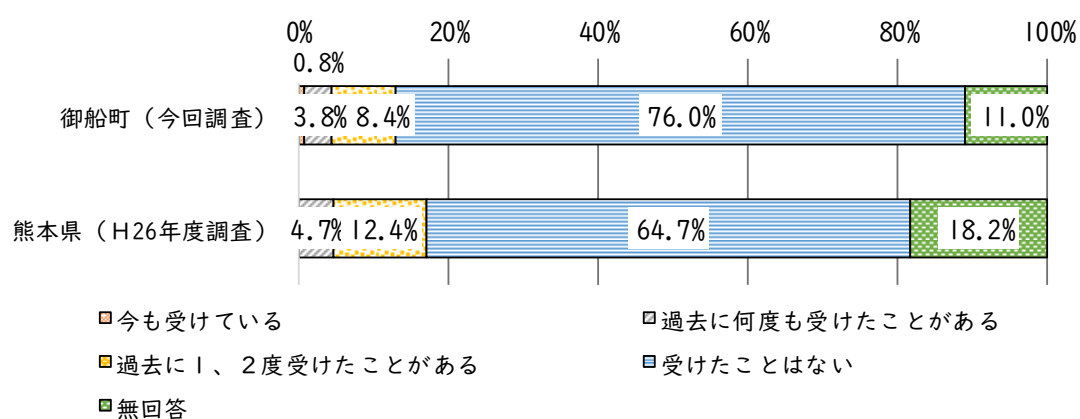
問 今後、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

- 「夫婦や家族観でのコミュニケーションをよくはかること」（52.7%）の割合が最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する、男性自身の抵抗感をなくすこと」（52.4%）、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」（35.8%）となっています。
- 国の調査との比較では、国よりも「男性が家事・育児などに参加することに対する、男性自身の抵抗感をなくすこと」「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」以外の項目については、10ポイント以上低くなっています。



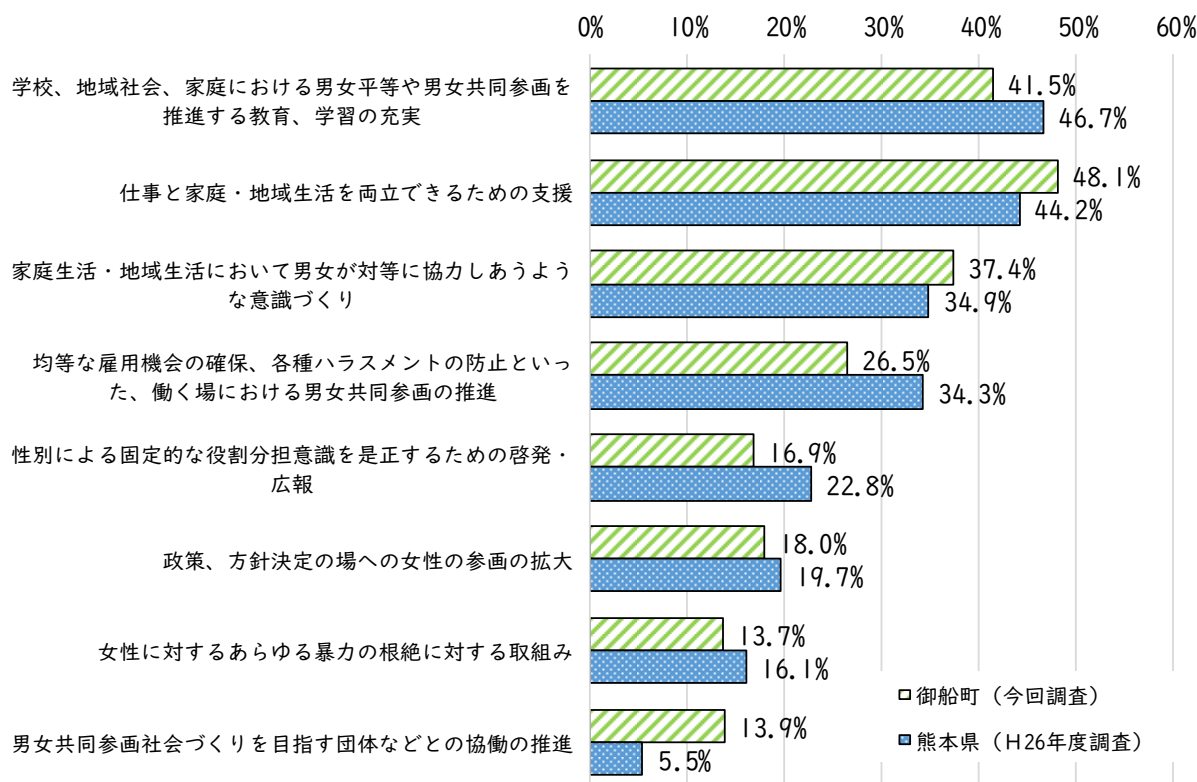
問 あなたは、恋人や配偶者から身体的暴力や心理的攻撃や性的強要を受けたことがありますか。(単純回答)

- 「受けたことはない」(76.0%)の割合が最も高く、次いで「過去に1、2度受けたことがある」(8.4%)、「過去に何度も受けたことがある」(3.8%)となっています。
- 県の調査との比較では、県よりも「受けたことはない」の割合が11.3ポイント高くなっています。



問 男女共同参画社会の実現のために、御船町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

- 「仕事と家庭・地域生活を両立できるための支援」（48.1％）の割合が最も高く、次いで「学校、地域社会、家庭における男女平等や男女共同参画を推進する教育、学習の充実」（41.5％）、「家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり」（37.4％）となっています。
- 県の調査との比較では、県よりも「男女共同参画社会づくりを目指す団体などとの協働の推進」の割合が 8.4 ポイント高く、「均等な雇用機会の確保、各種ハラスメントの防止といった、働く場における男女共同参画の推進」の割合が 7.8 ポイント、「性別による固定的な役割分担意識を是正するための啓発・広報」の割合が 5.9 ポイント低くなっています。



第3章 計画の体系

1 基本理念

基本理念:一人ひとりを認め合い、心かよわすまちづくり

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものです。前期計画では「一人ひとりを認め合い、心かよわすまちづくり」の基本理念のもと、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指して施策を推進してきました。

本計画では、ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメントの問題、女性の活躍の推進といった近年の社会情勢の変化を踏まえつつ、前期計画で掲げた基本理念である「一人ひとりを認め合い、心かよわすまちづくり」を継承し、男女がお互いの能力や個性を認め合い、共に力を発揮できる社会を目指して、さらなる施策の展開を図ります。

2 基本目標

【基本目標1】 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①男女共同参画に関する意識の啓発 | ②教育における意識啓発・学習機会の推進 |
| ③学校・保育所等における男女共同参画の推進 | |

【基本目標2】 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①生涯にわたる健康づくり | ④高齢者・障がい者に対する支援の充実 |
| ②女性に対するあらゆる暴力の根絶 | ⑤人権及び性を尊重する意識啓発の推進 |
| ③子どもに対する人権の尊重 | ⑥災害時における男女共同参画の推進 |

【基本目標3】 家庭・地域・仕事の調和がとれた環境づくり

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①ワーク・ライフ・バランスの推進 | ④介護に関する支援の充実 |
| ②男女がともに働きやすい環境づくり | ⑤子育て支援の充実と相談体制の整備 |
| ③地域活動における推進 | |

【基本目標4】 男女がともに活躍することができる社会づくり

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①政策・方針決定への女性の参画推進 | ③農林業分野における男女共同参画の推進 |
| ②男女の平等な雇用機会と待遇の確保 | ④推進体制の整備・確立 |

3 施策の体系

基本理念：一人ひとりを認め合い、心かよわすまちづくり

【基本目標 1】男女がともに育む男女共同参画の意識づくり

- ①男女共同参画に関する意識の啓発
- ②教育の場における意識啓発・学習機会の推進
- ③学校・保育所等における男女共同参画の推進

【基本目標 2】男女がいきいきと暮らせる社会づくり

- ①生涯にわたる健康づくり
- ②女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ③子どもに対する人権の尊重
- ④高齢者・障がい者に対する支援の充実
- ⑤人権及び性を尊重する意識啓発の推進
- ⑥災害時における男女共同参画の推進

【基本目標 3】家庭・地域・仕事の調和がとれた環境づくり

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男女がともに働きやすい環境づくり
- ③地域活動における推進
- ④介護に関する支援の充実
- ⑤子育て支援の充実と相談体制の整備

【基本目標 4】男女がともに活躍することができる社会づくり

- ①政策・方針決定への女性の参画推進
- ②男女の平等な雇用機会と待遇の確保
- ③農林業分野における男女共同参画の推進
- ④推進体制の整備・確立

第4章 施策の内容

【基本目標1】 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女がそれぞれ一人の人間として能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、男女共同参画社会の実現に向け、教育環境の整備及び学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

①男女共同参画に関する意識の啓発

事業内容		担当課
1	固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭等）の見直しといった男女共同参画に関する意識の啓発を推進するため、広報啓発の推進を図ります（広報紙への掲載、啓発パンフレット配布等）。	福祉課
2	町内での啓発活動として子供から高齢者までが集えるような講演会やイベント等を計画し開催します。また、熊本県や他市町村で開催される講演会やイベントのチラシ等、庁舎ロビー等町民の目につきやすい場所に掲示します。	福祉課
3	町のホームページや広報紙等を活用し、「男女共同参画週間」（毎年6月23日～29日）の周知を図り、男女共同参画社会促進を広くPRします。	福祉課
4	出前講座を活用し、男女共同参画に関する意識啓発のため地域住民に対し、学習機会を提供します。	総務課
5	男女共同参画の視点に立ち、労働問題、育児書、介護等の書籍を図書館に置き、図書館を利用する方々に情報提供を行います。	社会教育課

②教育の場における意識啓発・学習機会の推進

事業内容		担当課
1	児童・生徒に対し、意識啓発としてビデオ上映等を行うとともに、日常の教育活動全体を通して児童の意識を把握することに努めるなど、次世代を担う子どもたちの男女共同参画に関する意識の形成を推進します	学校教育課
2	A L T（外国語指導助手）交流を通して文化や習慣の違いを学び、理解を深めることで、広い視野を持つ人材の育成を図ります。	学校教育課
3	学年の発達段階に応じて、児童・生徒が性別にとらわれず、一人ひとりの個性や適性に沿った進路を選択・決定できる能力や将来の職業観を身に付けるための教育を推進します。	学校教育課

③学校・保育所等における男女共同参画の推進

事業内容		担当課
1	保育所等において、性別や個性を尊重し、それぞれの発達過程に合わせ、男女共同参画の視点に応じた保育を推進します。	こども未来課
2	学校生活全般において、性別役割分担意識の解消を目指し、男女共同参画の意識を育む教育に努めます。	学校教育課
3	保育士・教職員等に対し、男女共同参画について理解し、指導できるように研修会等への参加を推進します。	こども未来課 学校教育課
4	保護者会や学校・保育所等行事、P T A活動など母親の参加が多い傾向にあるため、父親や祖父母を含め家族全員の参加・参画が増え、子どもの養育者との認識が高まるように、教育の場への積極的な参加を呼び掛けます。	こども未来課 学校教育課

【基本目標 2】 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、ライフステージに応じた健康支援に取り組み、心身の健康の維持増進を図ります。

また、配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。

「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。

①生涯にわたる健康づくり

事業内容		担当課
1	男女がともにいきいきと生活を送れるよう、生活習慣病予防、自らの健康保持・増進のため健康診査を行い、必要な場合には保健指導を行います。 また、健康診査の受診率向上にも努めます。	健康づくり支援課
2	各地区において、健康的な生活習慣のための食生活の改善や運動習慣の定着を推進し、脳血管疾患や糖尿病等の予防を図ります。	健康づくり支援課
3	御船町健康増進計画や、熊本県の第3次食育推進計画に添って、食の大切さを伝えるために幼児期から食について学ぶ機会を提供し、ライフサイクルに応じた食育の推進を図ります。	健康づくり支援課
4	女性特有のがん検診について、対象年齢へ積極的な受診の勧奨を行い、身近なところで気軽に受診しやすいような環境整備を図るなど、受診率の向上に努めます。	健康づくり支援課
5	女性のライフサイクルに応じた健康づくりのための教室の開催や、情報提供を行います。	健康づくり支援課
6	介護食メニューを含んだ男性料理教室を開催し、自らの食生活を振り返るとともに、食の自立を支援します。	健康づくり支援課
7	こころの健康に関する情報の提供や相談を実施するとともに、うつや自殺予防対策を推進します。また、関係機関等との連携を図り、ストレスと健康についての普及啓発活動を推進します。	健康づくり支援課

②女性に対するあらゆる暴力の根絶（御船町DV防止基本計画）

事業内容		担当課
1	職場におけるセクハラ（性的嫌がらせ）・パワハラ（権力を使った嫌がらせ）の防止のため、広報啓発や研修等を行い、モラルの向上に努めます。また相談窓口の周知を図ります。	福祉課
2	庁内における啓発及び理解促進を図ることを目的として、「御船町職員研修基本方針」に基づき、町職員に向けた研修を適宜実施します。	総務課
3	DV、性犯罪、ストーカー行為等の男女間における人権を侵害する行為の根絶に向けて啓発を行います。	福祉課
4	DV相談窓口の周知を図り、相談に対し適切に対応します。	福祉課
5	DV対策として関係機関と連携し、早期発見早期対応を図るとともに、被害を受けた方の安全確保・自立支援に取り組みます。	福祉課
6	DV相談対応の充実と相談対応者の資質向上を図るため、各種研修会への参加等を促進します。	福祉課
7	不当な理由による住民基本台帳及び戸籍附票の写しの閲覧・交付等を防止し、被害者の個人情報を保護します。	町民保険課

③子どもに対する人権の尊重

事業内容		担当課
1	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員や関係機関と連携し、いじめや非行等の撲滅に取り組みます。	学校教育課
2	御船町青少年健全育成協議会を通じ、子どもたちを取り巻く環境を整えるとともに、防犯パトロールを引き続き実施します。	社会教育課

④高齢者・障がい者に対する支援の充実

事業内容		担当課
1	高齢者のひとり暮らしの社会的孤立を無くすため老人クラブや敬老会などの地域社会との交流事業の充実を図ります。	福祉課
2	高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、災害が発生したときに迅速に対応できるシステムを構築し、要援護者の把握に努めます。	総務課 福祉課
3	障がい者の日中活動サービス及び訪問サービスを通じて、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。	福祉課
4	障がい者の就労移行支援、就労継続支援を推進し福祉施設から一般就労への移行を進め、雇用の場の拡大に努めます。	福祉課
5	障がい者（児）が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障がい福祉サービスなどの適切な利用ができるよう相談支援に努めます。	福祉課

⑤ 人権及び性を尊重する意識啓発の推進

事業内容		担当課
1	職員に対して、「御船町職員研修基本方針」に基づき、男女共同参画に関する研修を行います。	総務課
2	性や男女の違いについて正しい認識を持てるよう、児童・生徒の発達段階を考慮して、児童・生徒の心身の発達に応じた性教育を推進します。	学校教育課
3	公民館活動において、各地区の住民を集めて、ビデオ上映や講演等を行い、より充実した活動を推進します。	社会教育課
4	各学校で子どもの読み聞かせ等を行い、本を通じて分かりやすく人権等の大切なことを伝えとともに、図書館関係事業の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課
5	高齢者の人権を対象にした講演会やビデオ上映を行うことにより、身の回りに起こりうる人権に関する事例を住民にわかりやすく啓発します。	福祉課 社会教育課
6	人権意識の啓発推進のため、チラシを作成・配布するとともに、上益城人権研究集会が開催される際に町民に参加を呼びかけます。	社会教育課
7	子どもの権利、生命、安全が脅かされないために、「要保護児童対策協議会」を中心に関係機関が連携し、地域の福祉、保健、教育などのさまざまな社会的サービスを活用した適切な相談・支援を行います。	こども未来課 健康づくり 支援課 学校教育課

⑥ 災害時における男女共同参画の推進

事業内容		担当課
1	町の防災会議等への女性の参画を推進するとともに、物資の備蓄や避難計画等の策定時にも女性の意見を積極的に取り入れます。	総務課
2	災害時の避難所に関して、プライバシーに対する配慮など、男女共同参画の視点をもって運営を行います。	総務課 福祉課

【基本目標3】 家庭・地域・仕事の調和がとれた環境づくり

男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができ、かつ家庭生活や地域生活についても自由な選択の元に活動することができるよう、町民や事業所に対して啓発や情報提供などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、「女性活躍推進法」がめざす女性が十分に能力を発揮し活躍できるような環境の整備を行うために、社会全体で子育てを支援する環境づくり、高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりを推進します。

①ワーク・ライフ・バランスの推進

事業内容		担当課
1	男性が従来の職場中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活などのバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるよう、町内企業への広報啓発に取り組みます。	福祉課 商工観光課
2	庁内において、毎週水曜日の定時退庁を推進し、家庭生活の充実によるリフレッシュを図るとともに、地域活動への参画を促します。	総務課

②男女がともに働きやすい環境づくり

事業内容		担当課
1	庁内において、職員の育児休業や介護・看護休暇等の普及・取得促進に努めます。	総務課
2	町内企業に対し、資料の配布やポスター等の掲示を促し、職場における性別による役割分担の見直し、女性の結婚・出産などにおける不利益な雇用慣行の根絶について、啓発を行います。また、研修会やセミナー等、開催の周知を図ります。	福祉課 商工観光課

③ 地域活動における推進

事業内容		担当課
1	地域社会活性化のため、地域活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、町民と行政の協働による男女共同参画社会の推進を目指します。	企画財政課 福祉課
2	地域社会において、従来からの固定的役割分担意識を払拭し、区長や自治会の役職等、まちづくり活動の中核を担う女性リーダーの育成に努めます。	総務課 企画財政課
3	住民主体によるフネっピーススポーツクラブを活用し、子どもたちをはじめ、男女問わず、幅広い年代の人たちが自分の好きなスポーツを楽しめるよう積極的に支援します。	社会教育課

④ 介護に関する支援の充実

事業内容		担当課
1	地域包括ケアシステムを推進し、住み慣れた地域で尊厳ある生活ができるよう、地域における様々なネットワークの強化を図り、家族の負担感を軽減します。	福祉課
2	「御船町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防事業や給付適正化事業等、充実した介護サービス実現のための施策を実施します。	福祉課
3	介護保険に関する情報提供をホームページ等を行うとともに、サービス利用予定者へ介護サービス利用の流れを掲載したパンフレット等の配布により適正なサービスの利用につなげます。	福祉課

⑤ 子育て支援の充実と相談体制の整備

事業内容		担当課
1	楽しく子育てができるように、地域の身近な支援者として、母子保健推進員活動の充実を図ります。	健康づくり 支援課
2	子育て支援に関する情報の提供や相談の窓口の周知を行うとともに、安心して子育てができるよう訪問等の支援の充実を図ります。また、子育てについて学ぶ機会の提供を行います。	こども未来課 健康づくり 支援課
3	子どもの疾病の早期治療を促進し、健康の保持及び健全な子育て支援を図るため、終了前の子どもを養育している者に対して医療費を助成します。	こども未来課
4	「御船町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育て世代にとって十分な子育て支援サービスが受けられるように努めます。	こども未来課

事業内容		担当課
5	子どもを預けたい方と預かりたい方の相互援助活動である子育てサポートセンター事業の充実を図るため、小学3年生までを対象に、保護者の病気や冠婚葬祭、緊急時の保育園の送迎等、各地域のサポーターが支援します。	こども未来課
6	女性の出産後等の職場復帰や就労継続、再就職を容易にするため、延長保育や定員の弾力化など、保育所の充実を図ります。	こども未来課
7	学童保育事業の充実として、各小学校区に、保護者の就労により放課後などの保育が必要な児童に対し、安全で健やかな居場所を確保し、見守り支援を行います。	こども未来課
8	保護者が就労している世帯において、子どもが病気の際に利用できる病児・病後児保育事業を実施し、保護者の負担軽減に努めます。	こども未来課
9	訪問型子育て支援事業の充実として、乳幼児を持つ引きこもりがちな家庭へ、子育ての経験者が必要に応じて家庭を訪問します。話し相手になることで、保護者の心の安定や自信を取り戻し、地域へ踏み出す第一歩のきっかけとなるよう支援します。	こども未来課
10	ひとり親家庭の生活の安定と健康保持、福祉の向上を図るため、一定条件を満たしているひとり親家庭（保護者と子）に対し、医療費の一部を助成します。	こども未来課

【基本目標4】 男女がともに活躍することができる社会づくり

男女がともに活躍することができる社会づくりを進めていくために、女性が積極的に方針決定や企画立案の場に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

また、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、既存の固定的な性別による役割分担意識等を解消し、自らの意識と能力に応じて、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

① 政策・方針決定への女性の参画推進

事業内容		担当課
1	各種審議会等に女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等をなくしていきます。	関係各課
2	審議会や委員会、町の役職等、構成員が片方の性に偏らないよう、男女のバランスに配慮します。	関係各課
3	性別に関係なく、個人の能力や適性に応じて、管理職・係長職への登用など適正な職員配置に努めます。	総務課

② 男女の平等な雇用機会と待遇の確保

事業内容		担当課
1	事業主に対して、女性の雇用機会や待遇の改善をテーマとした研修会やセミナーの情報を提供し、女性の雇用環境の改善を推進します。	福祉課 商工観光課
2	女性の就労に関する相談体制の充実や、相談窓口の周知に努めます。	福祉課
3	職場における様々なハラスメントの防止を目的として、事業主への周知・啓発を推進します。	福祉課 商工観光課

③ 農林業分野における男女共同参画の推進

事業内容		担当課
1	給料・労働時間や家族の役割分担を明確にし、経営発展と女性の地位向上を目指した家族経営協定について、普及・促進に努めます。	農業振興課
2	若い世代の女性の経営参画・社会参画できる環境整備の重要性と課題の認識共有を図るため、セミナー等の情報提供の推進・啓発に努めます。	農業振興課
3	女性の農業経営や地域社会への一層の参画のための環境整備として、女性の活動や子育て期等負担軽減を支援する情報提供等の推進、女性農業者によるネットワークづくりの推進に努めます。	農業振興課

④ 推進体制の整備・確立

事業内容		担当課
1	子育て期にある人の学習機会や意欲を支援するため、各種講座や行事等で託児ができる体制づくりに努めます。	関係各課
2	男女共同参画社会の実現に向けて役場内の総合的な推進体制の強化はもとより、町民と行政、関係機関がお互いに連携しながら計画を推進するよう努めます。	福祉課 関係各課
3	各部署において、施策の計画・立案・実施の際に、男女共同参画の視点を組み入れるよう留意します。	関係各課
4	さまざまな分野で男女共同参画を推進する人材の発掘・育成に努めます。	関係各課

第5章 計画の推進体制

計画を総合的、効果的に推進するために町の各部門が連携して推進と進捗状況の把握にあたり、同時に、国・県・関係機関等との情報交換等の連携強化を図ります。

また、町民に対しては、本計画の内容の理解を求め、男女共同参画社会実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

1 庁内の積極的な推進体制の整備

庁内の各部門で連携を図りながら施策を推進するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深め、自ら推進役となることができるよう、庁内における研修や情報提供の充実を図ります。

また、男女共同参画の現状と問題点を把握するために調査、情報収集を行い、施策の見直し、企画立案に努めます。

2 町民との連携

広く町民の意見を徴収するため、定期的に御船町男女共同参画審議会を開催し、計画の推進を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画に基づく施策の進捗状況を把握し、その成果等について検証するとともに、結果を公表するなど、計画の進捗管理を行います。

また、御船町男女共同参画推進審議会において点検・評価を行い、本計画の円滑な運用を図ります。

参考資料

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

参考資料

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

参考資料

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

2 熊本県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 20 日公布、熊本県条例第 59 号

前文

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかであって、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則(第一条～第十四条)

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

参考資料

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第十五条～第二十四条)

(男女共同参画計画の策定等)

第十五条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十六条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第十七条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第十八条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第十九条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第二十条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第二十一条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第二十二条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第二十三条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第十三条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第一項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第二項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第二十四条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会(第二十五条～第二十七条)

(審議会の設置)

第二十五条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - 二 第二十三条第一項の苦情の処理に関する事項
 - 三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

参考資料

(専門部会)

第二十七条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雑則(第二十八条)

(雑則)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十五条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 御船町男女共同参画社会推進会議設置要綱

平成 22 年 1 月 4 日

訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 御船町における男女共同参画社会の構築に向けて、町民の意見を尊重し、地域に根ざした総合的な施策を推進するため、御船町男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会に関する施策の推進に関すること。
- (2) 御船町男女共同参画社会基本計画策定に関すること。
- (3) 御船町男女共同参画推進条例の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会について識見を有する者
- (2) 学識経験を有するもの
- (3) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし再任することを妨げない。ただし、欠員を生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を主催する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議に関係者の意見を聴取する必要があるときは、当該関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、福祉課社会福祉係において処理する。

(報酬等)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 31 号)に定めるところによる。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 17 日訓令第 13 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

4 御船町男女共同参画社会推進会議委員名簿

○平成 30 年度御船町男女共同参画社会推進会議委員

連番	氏 名	備 考
1	渡邊 達江	会長
2	土田 キエコ	副会長
3	井上 純子	
4	門岡 久子	
5	吉村 亜代	
6	永田 斉	
7	藤井 久美子	
8	廣瀬 哲也	

5 男女共同参画に関する用語の説明

あ行	
育児・介護休業法	一歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できる育児・介護のための制度。
L G B T	性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった総称であり、他の性的少数者は含まない。
エンパワーメント	「パワーを与える」という意味であり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
か行	
家族経営協定	家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。
協働	それぞれの主体が、自らの責任と役割を認識し、協力しながら物事を進めること。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。
セクシュアル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのこと。職場内のみならず、施設における職員とその利用者の間、団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりうる。 略して「セクハラ」と言われている。
積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	男女共同参画社会基本法では、「活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供すること」をいう。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

た行	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報・相談等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。国・地方公共団体には配偶者からの暴力と被害者の保護が責務として明示されている。
配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく都道府県推進計画等のこと。 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	妊娠や出産を控えた者又は経験者に対して行われる嫌がらせのこと。略して「マタハラ」と言われている。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっと良くしていこうという考え方や、そのための取組のこと。 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

6 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

年	国際社会	国	熊本県
昭和 20 年	・国際連合発足 ・国際連合憲章採択	・改正選挙法公布（婦人参政権）	
昭和 21 年	・国連婦人の地位委員会発足	・第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布（男女平等の明文化）	
昭和 23 年	・世界人権宣言採択		
昭和 42 年	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
昭和 50 年	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)において、世界行動計画採択、1976 年(昭和 51 年)から 1985 年(昭和 60 年)までを「国連婦人の十年」と決定	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
昭和 51 年		・国立婦人教育会館開館 ・民法改正（離婚復氏制度）	
昭和 52 年		・国内行動計画策定	・商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置
昭和 53 年			
昭和 54 年	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和 55 年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）において、国連婦人の十年後半期行動プログラム採択	・女子差別撤廃条約署名 ・民法・家事審判法改正（配偶者の相続分引き上げ）	
昭和 56 年	・ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）採択	・国内行動計画後期重点目標策定	
昭和 58 年			
昭和 59 年		・国籍法・戸籍法改正（国籍の父母両系主義へ）	
昭和 60 年	・「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） － 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・男女雇用機会均等法公布（昭和 61 年施行） ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正（女性の年金権確立、昭和 61 年施行）	
昭和 61 年		・婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和 62 年		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定	
昭和 63 年			・福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置

年	国際社会	国	熊本県
平成 2 年	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成 3 年		- 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）策定 - 育児休業法公布（平成 4 年施行）	
平成 4 年		婦人問題担当大臣任命	
平成 5 年	- 国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 - 国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法公布・施行	
平成 6 年	国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	- 男女共同参画室設置 - 男女共同参画審議会設置（政令） - 婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	男女共同参画社会形成のための総合的指針「ハーモニープランくまもと」策定
平成 7 年	第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	- 育児休業法改正（介護休業制度の法制化） - ILO156 号条約（家族的責任条約）批准	「熊本県農山漁村女性ビジョン」策定
平成 8 年		- 男女共同参画 2000 年プラン策定 - 優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行	
平成 9 年		- 男女共同参画審議会設置 - 男女雇用機会均等法改正（平成 11 年施行） - 介護保険法公布（平成 12 年施行）	
平成 11 年		- 男女共同参画社会基本法公布・施行 - 食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画の促進を規定）	
平成 12 年	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	- 男女共同参画基本計画策定 - ストーカー規制法公布・施行	環境生活部に男女共同参画課設置

年	国際社会	国	熊本県
平成 13 年		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」策定 ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定
平成 14 年			・男女共同参画推進条例施行 ・男女共同参画センター開設
平成 15 年		・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行	・環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
平成 16 年		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行（元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等）	
平成 17 年	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・第2次男女共同参画基本計画策定	・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 18 年		・男女雇用機会均等法改正（平成19年施行）	・総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管 ・「第2次熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと21）策定 ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ～ステップアッププラン～」策定
平成 19 年		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（平成20年施行） ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針	
平成 20 年		・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置	・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
平成 21 年		・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
平成 22 年		・第3次男女共同参画基本計画策定	

年	国際社会	国	熊本県
平成 23 年	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）発足		- 環境生活部に男女参画・協働推進課移管 「第3次熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと21）策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅢ～ステップアッププラン～」策定
平成 24 年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	
平成 25 年		- 日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ - ストーカー行為等の規制等に関する法律改正 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（平成26年施行）	
平成 26 年	女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）開催	- 日本再興戦略改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ - 女性活躍担当大臣任命 - すべての女性が輝く社会づくり本部設置 - 女性のチャレンジ応援プラン策定	「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定
平成 27 年	- 国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） - 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 - UN Women 日本事務所開設	- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布 - 第4次男女共同参画基本計画策定 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定
平成 28 年		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行	「第4次熊本県男女共同参画計画」策定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定
平成 29 年	経済・産業分野における女性の活躍を促進するG20(20か国・地域)の会議「W20 サミット」開催（ドイツ）		男女共同参画センター業務を指定管理者へ一部委託
平成 30 年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	男女共同参画センター業務を指定管理者へ一部委託

第2期 御船町男女共同参画基本計画

第2期御船町DV防止計画

第1期御船町女性活躍推進計画

2019（平成31）年3月

発行 御船町 福祉課

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

TEL :096-282-1342（直通）

FAX :096-282-1171
